

主治医様

大阪府立金剛高等学校長

## 依 頼 状

平素は本校の教育および保健活動にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条および同施行規則第 18 条により、出席停止の措置がとられます。

お手数をおかけしますが、この意見書に必要事項をご記入のうえ、本校生徒にお渡しくださいますようお願いいたします。

### 感染症に係る登校に関する意見書

年 組 番 名前

感染症名	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 麻しん</li><li>・ 風しん</li><li>・ 結核</li><li>・ その他 ( )</li><li>・ 水痘</li><li>・ 百日咳</li><li>・ 髄膜炎菌性髄膜炎</li><li>・ 流行性耳下腺炎</li><li>・ 咽頭結膜熱</li></ul>
登校してはいけない期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの <u>          </u> 日間
学校への連絡・注意事項	

静養中であったが、主要症状が消退して登校に支障がないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 \_\_\_\_\_